

# ○皇學館大学学位規程

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに皇學館大学大学院学則第13条第4項及び皇學館大学学則第31条第3項の規定により、皇學館大学（以下「本学」という。）が授与する学位の種類、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法その他学位に関する必要な事項を定める。

(学位の種類及び名称)

**第2条** 本学が授与する学位は、博士（文学）、修士（文学）、修士（教育学）、学士（文学）、学士（教育学）及び学士（現代日本社会学）とする。

2 学位の名称を用いるときは、本学名を付するものとする。

## 第2章 博士の学位

(博士)

**第3条** 博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する。

(博士の学位授与)

**第4条** 次の各号の一に該当する者に、博士の学位を授与する。

- (1) 甲 皇學館大学大学院（以下「本大学院」という。）の博士後期課程在学中に学位申請をし、博士論文の審査に合格して博士後期課程の修了を認められた者
- (2) 乙 本大学院の博士後期課程を満期退学後に学位申請をし、博士論文の審査に合格した者  
学位を申請して、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、最終試験に合格して大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者

(学位請求論文の提出)

**第5条** 前条第1号の規定に基づく博士の学位を受けようとする者は、学位申請書に学位請求論文5部、論文要旨1部及び電子データ（学位請求論文及び論文要旨）を添え、学長に提出するものとする。

2 前条第2号の規定に基づく博士の学位を受けようとする者は、学位申請書に学位請求論文5部、論文要旨、履歴書、研究業績一覧、論文目録各1部及び電子データ（学位請求論文及び論文要旨）を添え、学長に提出するものとする。

3 学位請求論文は、一編に限る。ただし、参考として他の論文又は資料を添付することができる。

(学位請求論文の受理)

**第6条** 学長が学位請求論文の提出を受けた際には、次の手続きを経て、原則として2月以内に学位請求論文受理の可否を決定する。

- (1) 学長は、学位請求論文の提出後直ちに、大学院委員会に対し、第4条第1号による申請者については学位請求論文受理の可否についての決定を、第4条第2号による申請者については予備審査を付託する。
- (2) 大学院委員会は、学位請求論文の予備審査を付託されたときは、直ちに予備審査委員を2名選定し、学位請求論文受理の可否についての審査を委嘱する。
- (3) 予備審査委員は、審査を行い、その見解を文書にて、大学院委員会に報告しなければならない。
- (4) 大学院委員会は、上記の報告に基づいて、学位請求論文受理の可否を議決するものとする。

2 学長は、大学院委員会の議決により、学位請求論文の受理を決定し、その審査を大学院委員会に付託する。

3 学位を受けようとする者は、提出した学位請求論文の受理が決定された場合、別表に定める学位請求論文審査手数料（以下「論文審査料」という。）を納付しなければならない。

4 提出した学位請求論文及び論文審査料は、前2項による受理決定後は、返付しない。

(学位請求論文審査より合否議決にいたる手続)

**第7条** 大学院委員会は、学位請求論文の受理後、次の手続を経て、原則として10月以内に、合否の議決をしなければならない。

(1) 大学院委員会は、論文審査を付託されたときは、直ちに主査1名・副査2名の論文審査委員を選定し、その審査を委嘱する。ただし、大学院委員会が認めた場合は、必要に応じて副査を3名以上とすることができる。

(2) 審査委員は、論文審査を行い、かつ、最終試験を行う。

(3) 最終試験は、

甲については、第4条の規定に該当することを、最終的に総合判断するため、口頭又は筆答により行う。

乙については、甲に属する者と同等以上の学力を有することを、その論文に関する専攻分野の科目及び外国語について確認し、あわせて、第4条の規定に該当することを総合判定するため、口頭又は筆答により行う。ただし、大学院委員会において特に認めるときは、科目の一部又は全部を免除することができる。

(4) 審査委員は、論文審査及び最終試験を終了したときに、直ちに、論文の要旨・論文審査の結果要旨・最終試験の結果要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、大学院委員会に文書で報告しなければならない。

(5) 大学院委員会は、上記の報告に基づいて、学位授与の可否を議決するものとする。

(学位の授与)

**第8条** 学長は、大学院委員会の議決に基づいて、博士の学位授与を決定し、学位記を授与する。

(論文要旨等の公表)

**第9条** 学長は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

**第10条** 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事情がある場合には、本大学院の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学院は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学院の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 公表にあたっては、その論文に「皇學館大学学位論文」と明記しなければならない。

(学位授与の報告)

**第11条** 学長は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

### 第3章 修士の学位

(修 士)

**第12条** 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有する者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

**第13条** 修士の学位は、本大学院の博士前期課程又は修士課程を修了した者に授与する。

(修士論文の提出)

**第14条** 修士論文(大学院学則第11条第3項に規定する特定の課題に関する研究レポートを含む)は、博士前期課程又は修士課程第2年次以降において、論文題目を提出して登録を受け、中間報告を提出したうえで提出する。それぞれの提出期日は大学院委員会で定める。

(修士論文の受理)

**第15条** 提出された論文は、学長が受理し、その審査を大学院委員会に付託する。

(審査より合否議決にいたる手続)

**第16条** 大学院委員会は、論文審査が付託されてからすみやかに、次の手続を経て合否の議決をしなければならない。

- (1) 論文審査を付託されたときは、直ちに、文学研究科委員会にあっては主査1名・副査2名、社会福祉学研究科にあっては主査・副査各1名の論文審査委員を選定し、その審査を委嘱する。
- (2) 審査委員は、論文審査を行い、かつ、提出論文に関する最終試験を口頭又は筆答により行う。
- (3) 審査委員は、論文審査及び最終試験を終了したときは、直ちに、論文の要旨、最終試験の結果要旨に学位を授与できるか否かの意見を添え、大学院委員会に文書で報告しなければならない。
- (4) 大学院委員会は、審査委員の報告に基づいて、学位授与の可否を議決するものとする。

(学位の授与)

**第17条** 学長は、大学院委員会の議決に基づいて、学位授与を決定し、学位記を授与する。

#### 第4章 学士の学位

(学士の学位授与の要件)

**第18条** 学士の学位は、本学学則に規定する所定の課程を修めた者に授与する。

#### 第5章 共通規定

(学位授与の取消)

**第19条** 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の行為により学位の授与を受けた事実が判明したときは、博士及び修士については大学院委員会の議を経て、学士については全学教授会の議を経て、学長は、学位授与を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

(議決の要件)

**第20条** 前条の議決をするには、博士及び修士の学位にあっては大学院委員会において、学士の学位にあっては全学教授会において、それぞれ構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(学位記その他書類等の様式)

**第21条** 学位記その他書類等の様式は、別表による。

(規程の改廃)

**第22条** この規程の改廃は、全学教授会及び大学院委員会が行う。

附 則

この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、第9条及び第10条の規定については、平成25年4月1日以降の博士の学位授与者に対し適用する。

#### 別表（第6条第3項関係）

学位請求論文 審査手数料	第4条 第1号関係	在学中の者（再入学者を含む。）	徴収しない
	第4条 第2号関係	満期退学後10年以内の者	50,000円
		満期退学後10年を超える者	100,000円
		本学卒業生及び職員等の本学関係者	
	前号以外の者	200,000円	





学位申請書

学位請求論文題目表紙 様式7 (縦書)

年 月 日	氏 名 Ⓜ	題 目	皇學館大学大学院 博士(文学)学位請求論文
-------------	-------------	--------	--------------------------

学位請求論文題目表紙 様式7 (横書)

皇學館大学大学院 博士(文学)学位請求論文	
題	目
氏	名 Ⓜ
年	月 日

論文目録 様式8

論文目録
論文
1. 題目
2. 印刷公表の方法 及び時期
3. 冊数
参考論文
1. 題目
2. 印刷公表の方法 及び時期
3. 冊数
年月日
学位申請者 氏名 Ⓜ

履歴書 様式9

写真	年月日 現在 (ふりがな) 男女 氏名 Ⓜ
	年月日生
本籍	
現住所	
学歴	
職歴 主たる研究業績	
賞罰	